

別紙：地域のスマホ相談員概要資料 【仕様書6（3）】

地域のスマホ相談員とは

- 地域のスマホ相談員制度は、高齢者等が地域で活躍する機会を創出するとともに、健康づくりや社会参加の促進、情報格差（デジタルデバйд）の解消を目的として、市民ボランティアが「地域のスマホ相談員」として、スマートフォンの操作に不慣れな方への支援を行うものです。
- 令和4年度より実施しており、現在は17名の相談員が登録されています。
- 令和7年度は、市内9カ所の地域交流センターにおいて、デジタル活用支援員と連携しながら、月2回、各回1名が2時間活動を行う予定です。



【制度概要】

項目	内容
実施主体	焼津市（スマイルライフ推進課）
開始年度	令和4年度
相談員登録要件	(1) 市主催の養成講座修了者 (2) 同等以上の知識・技術を有すると市が認めた者
登録期間	登録日～年度末
謝礼	あり
活動上の遵守事項	個人情報の守秘、政治・宗教・営利活動の禁止、求めていない操作禁止、相談者への尊重と配慮、相談員同士の協力体制の維持 等

地域のスマホ相談員登録状況（R7年度）

項目	内容
登録者数	17名（男性4：女性13）
年齢構成	・50代：6名（男性0：女性6） ・60代：5名（男性1：女性4） ・70代：6名（男性3：女性3）
経験年数	0年：4名、1年：6名、2年：3名、3年：4名

参考：R6年度の運用方法等

項目	内容
会場	地域交流センター（9カ所）のロビー、会議室など
回数	各地区1回／月（6月～2月） →R7は各地区2回／月、7月下旬～3月。R8以降は4月～3月末
開催時間	午前10時～正午 または 午後2時～4時（2時間） →R7は午前9時～午後1時（4時間）を基本として想定
相談件数	245回（全会場の年間合計）
広報	地域交流センター掲示物、センターだより、利用者への声掛けなど
受付方法	窓口、電話による予約制。1日4名（30分／人） →R7は会場での当日直接申込を想定
対応体制	2名体制 →R7は支援員（主）1人、スマホ相談員1人での実施を想定
対応不可事項等	利用料金、契約・買い替え、端末購入、プラン変更の相談等是对应不可 相談員はスマホを直接操作しない。対応できない内容もあり得る →R7は委託事業者とルールを協議